

ボトル缶水製造業務委託仕様書

(製造概要)

第1条 本業務は久留米市企業局（以下「発注者」という）が提供する原料水を容量500mlのアルミボトル缶容器（以下「容器」という）に内容量490ml封入し、発注者が指定する場所まで納品するものである。なお、受託者は、水質検査等の法的措置を実施したうえで封入・納品するものとする。

(1) 業務内容

- ① 容器の製造
- ② 容器のラベル作成及び印刷（ラベルは缶に直接印刷）
- ③ 製品の箱詰め用ダンボール箱（1箱24缶詰め）の作成及び印刷
- ④ 提供する原料水の受注者製造工場までの運搬
- ⑤ 原料水の容器への封入及びダンボール箱への箱詰め
- ⑥ 製品の食品衛生法上における水質検査
- ⑦ 製品の指定場所への運搬・納品

(2) 製造数量

製造数量は72,000本とする。

(3) 賞味期限

賞味期限は10年間とする。

(容器の製造及びラベルの作成)

第2条 容器は食品衛生法に基づき製造し、材質はボトル缶、キャップ共にアルミニウムとし、容量500ml・内容量490mlとする。容器のラベルは缶に直接印刷とし、デザインは別紙「容器デザイン（案）」のとおりとする。表示内容は食品衛生法に基づき、発注者と協議のうえ決定するものとする。また賞味期限は、容器の分かりやすい場所に表示するものとする。

(箱詰め用ダンボール箱の作成)

第3条 箱詰め用ダンボール箱のデザインは別紙「ダンボールデザイン（案）」とし、表示内容は発注者と協議のうえ決定するものとする。また、ダンボール箱には賞味期限を容易に確認できるよう印字すること。

(水の採水・運搬)

第4条 水の運搬については下記のとおりとする。

- (1) 原料水は放光寺浄水場（福岡県久留米市山本町豊田614）にて採水する。
- (2) 製造数量を製造するうえで必要な水量を採水し、飲料水専用タンクにて製造工場へ運搬すること。なお、採水日時や方法については、予め発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 運搬に際し、予めタンク内及び蛇口等を水道法の水質基準に適合した清浄な水で十分に洗浄し、異臭のないことを確認のうえ、発注者立会いのもと採水すること。

(運搬前の水質検査)

第5条 受注者は、発注者が水質に異常がないことを確認するまで運搬してはならない。また、発注者が実施した水質検査の結果が管理基準を満足しない場合には、再度タン

ク内及び蛇口等の洗浄を行うこととし、検査結果が管理基準を満足するまで、この作業を繰り返し実施することとする。

(運搬)

第6条 運搬時には下記事項を遵守しなければならない。

- (1) いかなる場合でも、タンクに受け入れた原料水に「水道法第4条」及び「水質基準に関する省令」で規定される要件または事項に影響を与えないようにすること。
- (2) 原料を受け入れたタンクは、速やかに製造工場に運搬し、到着後は速やかに製造工程に入ること。

(製造)

第7条 製造時には下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 原料水は残留塩素を除去するため活性炭でろ過し、その後滅菌及び加熱し、十分洗浄したアルミボトル缶に充填した後、缶蓋を巻き締め、食品衛生法に基づいた方法で、原水などに由来して製品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させるのに十分な効力を有する加熱殺菌を行い、異物及び異臭が混入することがないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、原料水をタンクから製造工場の原料水貯水槽等に移す際や、その後の工場での製品製造過程で、異物及び異臭が混入することがないように、汚染防止のための措置を講じること。
- (3) 受注者は、製造工場内を清浄に保ち、製造ラインを原料水で十分に洗浄し、洗浄した水（洗浄排水）が無味無臭であることを確認すること。
- (4) 受注者は製造開始前に、製造ラインに滞留した水をすべて排水し、または必要に応じて洗浄用の原料水を通水後排水し、製品となる水が無味無臭であることを確認したうえで、製品の製造を開始しなければならない。なお、製造ラインを日単位で休止する場合には、原料水貯水槽等に残っている原料水はすべて廃棄すること。
- (5) 自動販売機で販売しても容器が変形及び破損しない程度の内圧を確保すること。

(受注者における製品製造後の水質検査等)

第8条 受注者は製造後速やかに水質検査を行い、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）に係る清涼飲料水の規格基準に適合していることを確認すること（詳細は別紙「清涼飲料水の規格基準」に記載）。

また、下記の検査結果について報告書を提出すること。

■提出物一覧

- ・ 成分規格（一般規格）検査結果報告書
- ・ 成分規格（個別規格）検査結果報告書
- ・ 製造基準 殺菌、除菌に係る記録

水質検査の結果が不適合であると判明した際は、受注者は製造工程において不適合の原因調査を行うこととする。また、不適合となった製品は廃棄し、再度作成を行うこと。

(箱詰め)

第9条 製造されたボトル缶水は、24本入りのダンボール箱に箱詰めし納品すること。

(納品)

第10条 受託者は製品を放光寺浄水場(福岡県久留米市山本町豊田614)に納品すること。
なお、納品にあたりフォークリフト等の機材が必要となる場合は受託者が用意するものとする。納品日時については予め発注者と協議のうえ決定すること。

(運搬後の不適合製品の取扱)

第11条 運搬後においても、製品に第8条の管理基準及び食品衛生法上の製品規格に不適合が判明し、原因調査を行った結果、その原因が受託者側にあると判断された場合には、受託者の負担において不適合製品の回収及び廃棄を行い、製品の再製作を行わなければならない。なお、本項目は賞味期限日まで適用するものとする。

(提出書類)

第12条 受託者は下記書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届 (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書(運搬計画、製造・品質管理計画等)
- (4) 業務報告書(製造工程写真、水質検査報告書等)
- (5) 業務完了届
- (6) その他監督職員の指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第13条 受託者は、当該委託業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否しその旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第14条 受託者は、当該委託業務の下請履行に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、受託者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

(協議)

第15条 その他、疑義が生じた場合は、双方協議を行い決定する。

(履行期間)

第16条 契約の翌日から令和6年12月24日までとする。

(別紙)

清涼飲料水の規格基準

(1) 成分規格

ア 一般規格 (4 項目): 清涼飲料水全てに共通・・・検査結果提出

項目	規格
混濁	混濁したものであってはならない
沈殿物又は固形の異物	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
スズの含有量 ※金属製容器包装入りの場合	150.0ppm を超えるものであってはならない
大腸菌群	陰性でなければならない

イ 個別規格 (44 項目): ミネラルウォーター類 (殺菌又は除菌を行うもの) に適用・・・検査結果提出

項目	規格
アンチモン	0.005 mg/L 以下
カドミウム	0.003 mg/L 以下
水銀	0.0005 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
銅	1 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
バリウム	1 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
マンガン	0.4 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
塩素酸	0.6 mg/L 以下
クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
残留塩素	3 mg/L 以下
シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.04 mg/L 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の和として 0.04 mg/L 以下
ジブromクロロメタン	0.1 mg/L 以下

臭素酸	0.01mg/L以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
総トリハロメタン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.004mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
トルエン	0.4mg/L以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07mg/L以下
フッ素	2mg/L以下
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
ブロモホルム	0.09mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
ハウ素	5mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
有機物等(全有機炭素)	3mg/L以下
味	異常でない
臭気	異常でない
色度	5度以下
濁度	2度以下

(2) 製造基準

ア 一般基準：清涼飲料水全てに共通

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は、殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

イ 個別基準：ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）に適用

(ア) 原料として用いる水の基準（2項目）・・・発注者確認

細菌数	100以下/mL
大腸菌群	陰性

※試験方法は、食品、添加物の基準の定めによる。

(イ) 殺菌及び除菌の基準

容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、その中心部の温度を85℃で30分間加熱する方法その他の原料として用いる水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で行わなければならない。

(ウ) 記録の保存

(イ)の殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録若しくは除菌に係る記録は、6月間保存しなければならない・・・記録提出

容器デザイン（案）

くるめ銘水「筑後川のめぐみ」は
活性炭処理を行った水道水です。

Water from KURUME

名称／飲用水
原材料名／水（水道水）
内容量／490ml
賞味期限／容器上部に記載
保存方法／直射日光を避け、常温で保存
してください。
販売者／久留米市企業局
福岡県久留米市合川町2190-3
製造者／

キラリ米久留米

輝く、人・まち。

久留米市企業局 謹製

採水地／久留米市企業局 放光寺浄水場
福岡県久留米市山本町豊田 614

- 凍らせないでください。容器が破損する場合があります。
- 直射日光の当たる車内等暑くなる（高温になる）場所に長時間置かないでください。容器が破損するおそれがあります。
- 開封後はすぐにお飲みください。

どうして久留米の水は、おいしいの？

水道水のひみつ公開中

QRコードで、アクセスしてみよう！

通信料はお客様のご負担となりますので
予めご承認ください。

久留米市のホーム
ページに公開中！

久留米市 上下水道

検索

おいしい水道水は清流から生まれます。
筑後川水質保全にご協力を。

お問合せ先 ☎0942-30-8500
(土日祝日を除く 8:30～17:15)



くるめ銘水放光寺
筑後川のめぐみ



特色

DIC220

DIC172

DIC251

DIC126

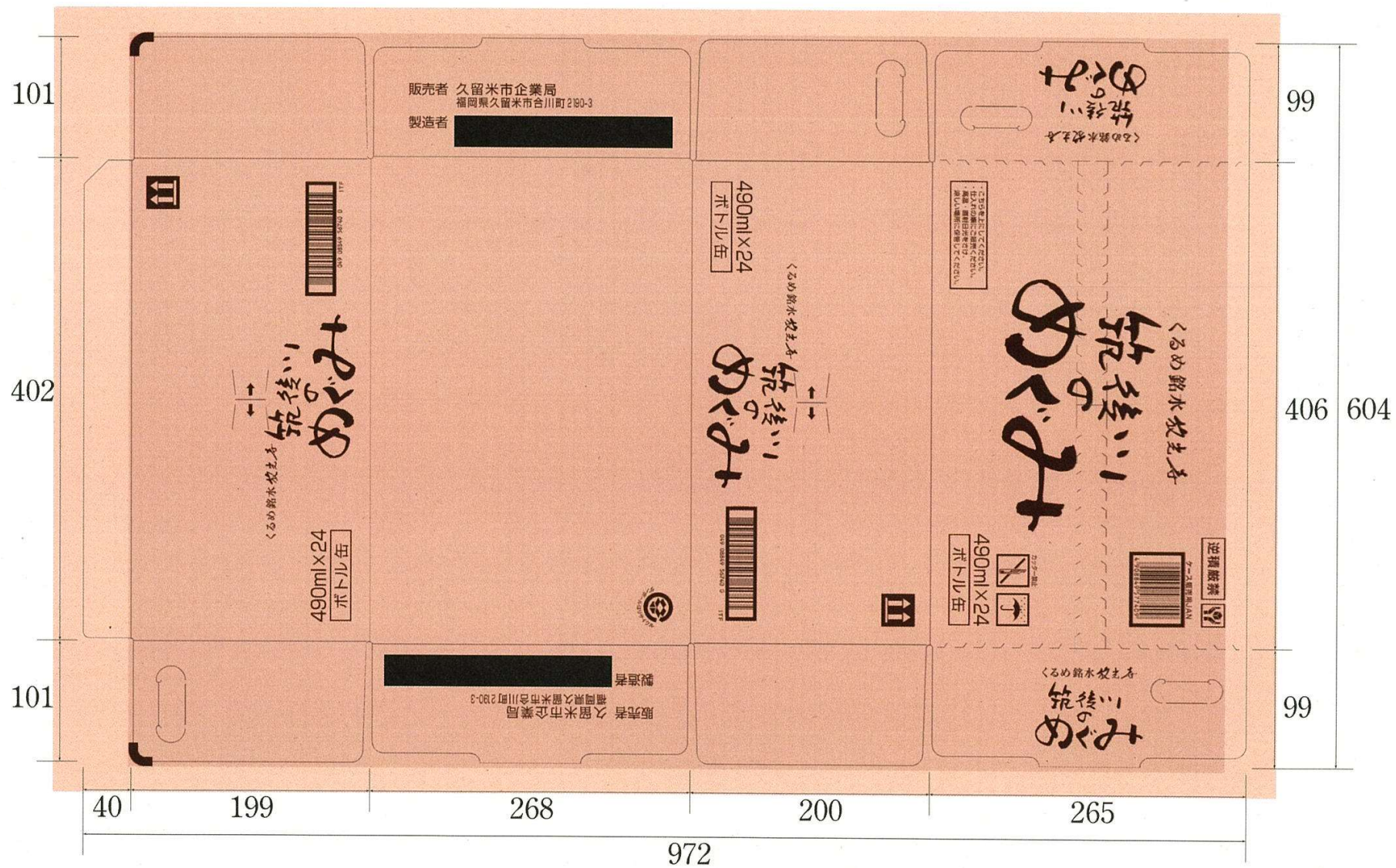
DIC51

Black

White

アルミ缶（あたり）

ダンボールデザイン (案)



名 称 / 規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
缶製作費(キャップ含む)	72,000	本			
ダンボール作成及び印刷	72,000	本			
原料水運搬費	1	式			
充填・箱詰め費	72,000	本			
製品運搬費	1	式			
水質検査費(食品衛生法等)	1	式			
業務価格					
消費税相当額					業務価格×10%
本業務費					